

**第1条（カードの名称）**

株式会社島根銀行（以下、「当行」といいます。）としまぎんユーシーカード株式会社（以下、「当社」といいます。）とが提携して、当社が発行するクレジットカードの名称を「しまぎん・ピスカカード」（以下、「本カード」といいます。）と称します。

**第2条（申込方法）**

1. 本カードの申込みは、本特約およびしまぎん UC カード会員規約（以下、「本規約等」といいます。）の内容を承認のうえ、当行および当社（以下、「両社」といいます。）に書面により申し込むものとします。
2. 本カード会員は、両社が本カードの利用を認めた方で、しまぎん UC カード会員規約に定める当社の会員資格（以下、「しまぎん UC カード会員資格」といいます。）と本特約に基づく特典・サービス利用資格（以下、「本カード利用資格」といいます。）を有するものとします。
3. 本カード会員と両社との間の本規約等に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）は、両社が本カードの利用を認めたときに成立します。また、本契約は、本カード会員がしまぎん UC カード会員資格もしくは本カード利用資格を喪失したときに終了します。
4. 当社は、本カード会員に対し本カードを貸与します。

**第3条（特典）**

1. 両社が案内または公表する取引条件を満たす本カード会員は、両社が案内または公表する特典を受けることができます。ただし、一部の取引種類、口座等における取引については特典の対象外となる場合があります。
2. 両社が案内または公表する取引条件、特典内容は両社が任意に改廃できるものとし、それらの改廃は、当行のホームページに掲載することにより告知します。この改廃によって生じた損害については、両社は一切の責任を負いません。

**第4条（特典およびサービスの利用）**

1. 本カード会員は、当行が提供する特典およびサービスを受ける場合、当行が案内または公表する方法でその提供を受けるものとします。
2. 本カード会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社が案内または公表する方法でその提供を受けるものとします。
3. 当行または当社が案内または公表する特典およびサービスの利用方法は、当行または当社が任意に変更できるものとし、それらの変更は両社各々のホームページに掲載することにより告知します。

**第5条（届出事項の変更）**

本カード会員が届け出た指名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合には、本カード会員は当行が通知または公表する書面により当行あて届け出るものとします。本カード会員が届け出た変更事項については、当行は当社へ送付し、これをもって「しまぎん UC カード会員規約」に定める届出があったものとします。

**第6条（本特約に不同意の場合）**

両社は、本カードの申込者および本カード会員が、本特約に基づく本カードの発行に必要な申込書等記載事項の記入・申告を行わなかった場合、または本規約等の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本カードの発行を行わないことまたは両社で利用解除の手続きをとることができるものとします。

## 第7条（本カードの利用資格の喪失）

1. 本カード会員が本カード利用資格を有するに両社が合理的な判断により、本カード会員が本カード利用資格を有する会員として継続利用いただくことが困難と考えた場合は、両社は通知・催告を行うことなく本カード利用資格を喪失させることができます。
2. 本カード会員が第1項により本カード利用資格を喪失した場合、当然にしまぎん UC カード会員資格も喪失します。
3. 本カード会員がしまぎん UC カード会員資格を喪失した場合、当然に本カード利用資格を喪失するものとします。
4. 本カード利用資格を喪失した場合には、本カード会員は、当行または当社の指示にしたがって、本カードを当行または当社に返却するものとします。

## 第8条（本カードの年会費）

1. 本カードの年会費は、以下の通りとします。（税込み）

	一般カード	ゴールドカード
本人カード	1, 375円 ただし、取引条件により、初年度および2年目以降の年会費がそれぞれ無料となる制度があります。	11, 000円
家族カード	440円 ただし、本人会員の取引条件により、初年度の年会費が無料となる制度があります。	1名様は無料。 2人目より1名様につき1, 100円

## 第9条（キャッシングの利用）

家族会員は、キャッシングをご利用いただけません。

## 第10条（特約の変更ならびに承認）

1. 本特約が改定され、変更内容を通知した後に本カード会員が本カードを利用したときは、本カード会員は当該変更事項を承認したものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については本特約を除くしまぎん UC カード会員規約が適用されるものとします。この場合、「本カード会員」はしまぎん UC カード会員規約において「本人会員」のことを指します。

## 第11条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

《個人情報の取扱いに関する重要事項》しまぎんピスカカード特約

第1条 目的範囲内の情報相互交換および同意

本カード会員および過去に本カード会員であった方(以下、あわせて「本カード会員等」といいます。)は、以下の1、2について同意します。

1. 当行および当社が、本カード会員等の下記の個人情報を、保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

目的	①当行および当社が連携して行うしまぎん・ピスカカードに関するサービスの提供 ②当行が取扱う預金・債券・貸付・投資信託・保険・信託・不動産・株式、および当社が取扱うクレジットカード・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、ならびにこれらの研究や開発 ③当行が発行するキャッシュカード、当社が発行する本カードの発行業務および発行可否の判断 ④上記②に記載の商品やサービス等の提供に際して、当行および当社がそれぞれ行う判断、各種リスクの把握および管理
情報範囲	①上記の目的①および②を利用目的とする場合 本カード会員等の氏名、生年月日、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、学校名、勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の取引に関する情報、取引店番号・口座番号、取引先番号等の管理番号の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報 ②上記の目的③および④を利用目的とする場合 上記①の各項目、資産・負債に関する情報、公開情報、各種商品の支払開始後の利用残高および月々の返済状況、融資取引の際の判断に関する情報の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報

2. 当行が媒介・代理・取次・募集等を行う保険・信託・株式等の申し込みに際して、当行が本カード会員等の銀行取引を通じて取得した本カード会員等に関する情報を利用すること、また、保険・信託・株式等の媒介・代理・取次・募集等に際して知りえた情報を銀行業務に利用すること

## 第2条 個人情報の取扱いに関する問い合わせ・相談窓口

本カード会員等の個人情報に関する問い合わせ、個人情報の開示・訂正・削除、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当行または当社連絡先までお願いします。

会社	株式会社島根銀行 業務管理グループ	しまぎんユーシーカード株式会社 お客様相談室
住所	〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19	〒690-0003 島根県松江市朝日町484番地19
電話番号 他	0852-24-1234 (代表) 受付時間 8:45~17:15 (月~金 土日祝日休み) URL <a href="https://www.shimagin.co.jp/">https://www.shimagin.co.jp/</a>	0852-55-4300 (代表) 受付時間 9:00~17:00 (月~金 土日祝日休み) URL <a href="http://www.s-uccard.com/">http://www.s-uccard.com/</a>

以上  
令和2年4月1日改定